

熊本市精神保健福祉審議会

日 時：令和5年12月22日（金）午後2時から

場 所：ウェルパルクまもと3階すこやかホール

～会議次第～

1 開 会

2 挨 拶

3 委員紹介

4 会長・副会長選出

5 議 事

(1) 精神保健福祉事業報告について

(2) 第2期熊本市自殺総合対策計画（素案）について（意見聴取）

(3) 精神保健福祉法改正について

(4) その他

6 閉 会

令和5年度 熊本市精神保健福祉審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	職 名
学識経験者	小山 明日香	学校法人熊本学園 熊本学園大学	准教授
学識経験者	古賀 香代子	学校法人九州ルーテル学院 九州ルーテル学院大学	教授
学識経験者	丸住 朋枝	熊本県弁護士会	弁護士
医療関係	相澤 明憲	公益社団法人 熊本県精神科協会	会長
医療関係	井形 るり子	一般社団法人 熊本市医師会	医師
医療関係	西 良知	熊本県立こころの医療センター	院長
社会復帰促進等関係	松下 弘子	公益社団法人 熊本県精神保健福祉協会	理事
社会復帰促進等関係	岩永 靖	熊本県精神保健福祉士協会	会長
社会復帰促進等関係 (県家族会)	村上 泰幸	一般社団法人 熊本県精神保健福祉会連 合会	理事
社会復帰促進等関係 (市家族会)	宮田 喜代志	熊本市心の障害者家族会 (むつみ会)	会長
社会復帰促進等関係 (当事者会)	中村 敏	熊本県精神障害者団体連合会	副会長
社会復帰促進等関係 (就業支援)	作田 和人	熊本障害者職業センター	所長
関係行政機関 (医療観察制度)	日高 宗明	法務省 熊本保護観察所	統括社会復帰 調整官
関係行政機関	牛島 主税	熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局 障がい者支援課	審議員

令和5年度 熊本市精神保健福祉審議会 席次表

会 長 副会長

小山 明日香 委員
(熊本学園大学)

丸住 朋枝 委員
(熊本県弁護士会)

松下 弘子 委員
(熊本県精神保健福祉協会)

村上 泰幸 委員
(熊本県精神保健福祉会連合会)

牛島 主税 委員
(熊本県障がい者支援課)

古賀 香代子 委員
(九州ルーテル学院大学)

相澤 明憲 委員
(熊本県精神科協会)

岩永 靖 委員
(熊本県精神保健福祉士協会)

宮田 喜代志 委員
(熊本市心の障害者家族会(むつみ会))

作田 和人 委員
(熊本県障害者職業センター)

報道席
傍聴席

(事務局)

満永 安彦 村上 京子 中島 賢三 阪田 容子
 (こころの健康 (こころの健康 (こころの健康 (こころの健康
 センター所長補佐) センター主幹) センター所長) センター参事)

田代 素子
(こころの健康
センター主幹)

山下 美智恵
(こころの健康
センター主幹)

出
入
口

「熊本市精神保健福祉審議会」について

＜趣旨・内容等＞

- 精神保健福祉審議会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項により、都道府県及び政令指定都市において、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する機関を置くことができることとされており、本市においても指定都市移行に伴い設置。
- 当協議会の設置により、精神保健及び精神障がい者の福祉に関する本市の取り組みについての意見や法第19条の9第2項の規定による指定病院の指定の取消しの際の意見を聴取することとしている。

＜組織＞（熊本市精神保健福祉審議会条例第2条）

- 15人以内をもって組織する。構成は以下のとおり。
 - (1) 精神保健福祉に関して学識経験のある者
 - (2) 精神障がい者の医療に関する事業従事者
 - (3) 社会復帰促進などの事業従事者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

＜委員＞（熊本市精神保健福祉審議会条例第3条）

- 委員の任期は、3年とする。

※ 委員は、次表に掲げる各団体からの推薦に基づき委嘱

構成区分	団 体 名
(1) 学識経験者	熊本学園大学
	九州ルーテル学院大学
	熊本県弁護士会（権利擁護）
(2) 精神医療従事者	熊本県精神科協会
	熊本市医師会
	熊本県立こころの医療センター
(3) 社会復帰促進事業従事者	熊本県精神保健福祉協会
	熊本県精神保健福祉士協会
	熊本県精神障害者福祉会連合会（県家族会）
	熊本市心の障害者家族会（市家族会）
	熊本県精神障害者団体連合会（当事者会）
(4) 市長が必要と認める者	熊本障害者職業センター（就業支援）
	熊本保護観察所（医療観察制度）
	熊本県障がい者支援課（関係行政機関）

審議会の公開について

○ 熊本市市民参画と協働の推進条例（抜粋）

（審議会等）

第11条（略）

3 会議は、公開しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 不開示情報を含む事項について審議等を行うとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公にすることが適当でないと思われる事項について審議等を行うとき。

○ 審議会等の設置等に関する指針（抜粋）

（会議の公開）

第11条 所管課長等は、条例第11条第3項の規定に基づき、審議会等の会議を公開するに当たっては、あらかじめ傍聴の手続き、遵守事項等を記載した傍聴要領を作成し、傍聴希望者に対し配布するものとする。

〔関係法令等〕

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）

（地方精神保健福祉審議会）

第9条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、精神保健福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方精神保健福祉審議会」という。）を置くことができる。

2 地方精神保健福祉審議会は、都道府県知事の諮問に答えるほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関して都道府県知事に意見を具申することができる。

3 前二項に定めるもののほか、地方精神保健福祉審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（指定病院）

第19条の8 都道府県知事は、国、都道府県並びに都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（以下「国等」という。）以外の者が設置した精神科病院であつて厚生労働大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設（以下「指定病院」という。）として指定することができる。

（指定の取消し）

第19条の9 都道府県知事は、指定病院が、前条の基準に適合しなくなつたとき、又はその運営方法がその目的遂行のために不相当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定によりその指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、地方精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会が置かれていない都道府県にあつては、医療法（昭和23年法律第205号）第71条の2第1項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聴かなければならない。

※大都市特例により、都道府県を指定都市に都道府県知事を指定都市市長に読み替え

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準（平成8年3月21日厚生省告示第90号）

1 次の掲げる人員を有し、かつ、都道府県知事又は指定都市の市長の求めに応じて措置入院者を入院させて適切な治療を行える診療応需の態勢を整えていること。

(1) 医師の数が、入院患者の数を3、外来患者の数を2.5をもつて除した数との和が52までは3とし、それ以上16又はその端数を増すごとに1を加えた数以上であること。

(2) 医師のうち2名以上は、常時勤務する法第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医であること。

(3) 措置入院者を入院させる病棟において看護を行う看護師及び准看護師の数が、入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。

2 精神病床の数が50床以上であること。ただし、措置入院者に対して精神障害の医療以外の医療を提供するために十分な体制を有する病院であつて20床以上の精神病床を有するものについては、地域において指定する必要があると認められる場合は、この限りでない。

3 措置入院者の医療及び保護を行うにつき必要な設備を有していること。

（以下、省略）

○熊本市精神保健福祉審議会条例〔こころの健康センター〕

制定 平成23年12月19日 条例第75号

一部改正 平成28年 3月24日 条例第 6号

(設置)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条第1項の規定に基づき、熊本市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平28条例6・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第6号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

熊本市精神保健福祉審議会傍聴要領

制定 平成24年10月 3日健康福祉こども局長決裁

改正 平成25年 8月26日障がい保健福祉課長決裁

改正 平成31年 1月15日障がい保健福祉課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市精神保健福祉審議会（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、会議の開会までに事務局に申し出、傍聴券（別紙様式）の交付を受けなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品又は看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者

(傍聴人の数の制限)

第4条 熊本市精神保健福祉審議会の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 会議を傍聴しようとする者が前項の規定に基づき定める数を上回る場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。

(会議の非公開)

第7条 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる案件及び委員の発議により全会一致で公開が不相当と議決された案件については、これを非公開とすることができる。

2 前項に規定する案件に該当する場合、会長は、会議の冒頭において非公開にする理由を明らかにするものとする。

附 則

この要領は、平成24年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月15日から施行する。